

PATENT ATTORNEY

パテント・アトニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー

特集 関西特許情報センター(仮称) 開設に向けて
ヒット商品を支えた特許
シヤチハタの「Xスタンパー」

- 弁理士のある一日
- 特許庁からのお知らせ
- 知的所有権 立見席
- 知的所有権 豆知識
- 弁理士会からのお知らせ

弁理士会広報誌
1997



ホームページを開設しました。
<http://www.asahi-net.or.jp/~kb7h-egc/>

ハンコ社会の必需品



日本はハンコ社会である。役所に対する申請書から会社の残業届、書留郵便や宅配便の受け取り、果ては町内会の回覧板までハンコが要る。こんな社会ニーズに応じて、職場や家庭で必需品扱われているのが、シヤチハタ工業(株)本社名古屋市、社長・舟橋紳吉郎氏のスタンパーや朱肉の要らない浸透印「Xスタンパー」である。その種類の中でも特に「ネーム印」においては昭和40年の発売以来、累計一億二千万本の販売実績を誇る。国民一人ひとりが一本ずつ使った勘定。これほどのヒット商品であるにもかかわらず、模倣品がほとんど出回らないという。その秘密は特許権をはじめとする工業所有権によってガードされていること。模倣品につけ込むべきを見せない綿密な特許管理と、製法と品質管理の難しさ、多品種の品揃えは大変な投資があることにある。

ヒット商品を支えた特許

シヤチハタの「Xスタンパー」

実用新案第一二〇四七号

4 VOL.

その基礎を築いたのが、創業者の故会長・舟橋高次氏である。同社は戦前、スタンパーの専門メーカーだった。昭和20年代後半、日本は戦争の痛手もようやく癒えて、産業界には事務効率向上の機運が高まった。高次氏は多様化の時代の変化をいち早くくみ取り、新商品の開発を日夜模索した。そこでひらめいたのが、ゴム印自体にインキを含浸させて塗印できるスタンパーの開発だ。しかし、同社には塗印の経験がなく、試行錯誤の連続。当時売れ出されたばかりのウレタンフォームを苦心して入手、印字体を試作したが、なごり印できるのはせいぜいセメント袋や米袋。ハンコのように書類に押せる代物ではなかった。

同氏は大学、公設研究機関「ゴムメーカー」などに日参し、教えを乞い、技術の蓄積に努めた。その間、テストにテストを重ね、失敗の連続であり、研究開発に携った全員の努力の結果誕生したのが、体積中の60〜70%に微細な連続気孔を持つ印字体だ。この構造によってインキの量が抑制されて、なごり印時にじんだり、垂れ落ちたりせず、書類にきれいな印ができるようになった。これは、Xスタンパーの基本特許でもある。さらに、売り上げを伸ばしたもう一つの開発成果に、スプリング式の「スライド」がある。スライドはスプリングによって上下動し、なごり印しないときは印面より下方に出ている。このため、印面キツプをとっていても机や書類、着衣が汚れにくい。

研究開発の成果は特許権だけでなく、実用新案権、意匠権、商標権で多重防護するのが同社の戦略で、デザイナーやネーミングの保護も決しておろそかにしない。

- 弁理士を紹介します。
- 講師として弁理士を派遣します。
- 商標法改正についての解説パンフレットを作成しました。改正の主な内容をわかりやすく解説しています。1部100円(送料含)
- お問い合わせは下記まで
弁理士会(広報課) Tel 03-3581-1211
弁理士会大阪分室 Tel 06-443-2566
弁理士会名古屋分室 Tel 052-581-5885



▲『商標法改正について』のパンフレット

弁理士会からのお知らせ

- 特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度をやさしく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。

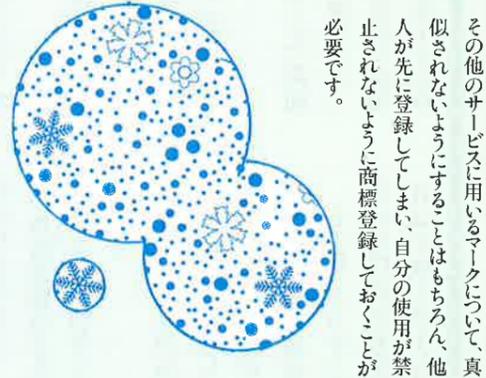
知的所有権 豆知識

4

「サービスマーク」とは、クラブのママがサービスマークとは、クラブのママがサービスマークのことではありません。

ママが経営するクラブの「名称」のよき、あのママのサービスマークを受けたかと思つた客が、間違ひなく同じサービスマークを受けたことが分かるよう、沢山並んだ看板の中から見分

けることができる目印となるものです。同じ名称の店に間違ひて入り、雰囲気があつた場合、高い金額を請求されたら、少なうともママにとっては迷惑極まりないことでしょう。



その他のサービスマーク(目印)についても、真似されないようにすることはもちろん、他人が先に登録してしまひ、自分の使用が禁止されないように商標登録しておくことが必要です。

パテント・アトニー
平成9年1月9日発行 第4号 無断転載禁止
編集 弁理士会広報委員会
発行 弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
「PATENT ATTORNEY」は英語で「弁理士」のことです。

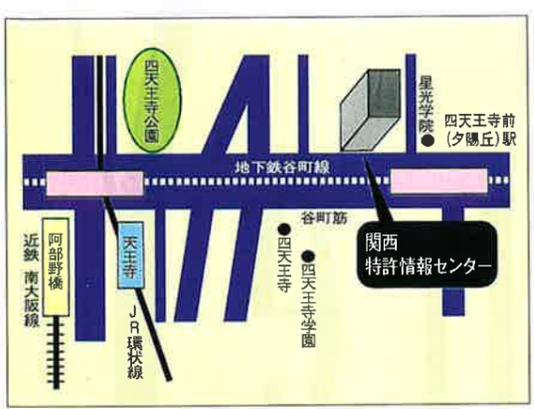
特 集 関西特許情報センター(仮称) 開設に向けて

弁理士会近畿支部
分室移転実行委員会委員長 伊藤英彦

平成8年に大阪府立夕陽丘図書館の一般図書閲覧室が東大阪市へ移転しましたが、この跡地および建物を西日本の特許などの知的所有権情報の拠点として有効活用するために、関西特許情報センターが開設されます。

1 概要

在阪の特許関連機関である近畿通商産業局特許室(社)発明協会大阪支部、弁理士会近畿支部および府立特許情報センターが集合し、特許などの知的所有権に関する総合的知的インフラとして、関西特許情報センターが平成9年春を目途に設備・開設されます。



場所は次のとおりです。
大阪市天王寺区伶人町2番7号

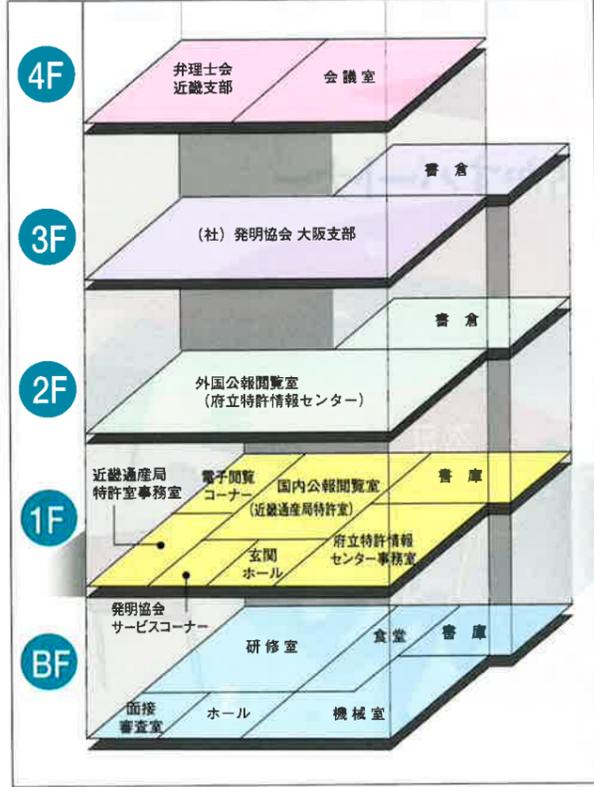
2 機能

【情報収集提供機能】 日本、米国、欧州特許の紙公報の収集・閲覧機能を発揮するとともに、調査体制の整備を図ります。
【制度普及人材育成機能】 サーチャー養成から、知的財産に精通した産業界の育成まで、特許などの知的所有権に関わる専門家を育成します。

3 今後の展望

現在、開設の準備が着々と進行しています。開設後は、事業実施機関・団体の連携を強化し知的所有権に関するアジアの拠点、中小企業の拠点としての機能が十分発揮されるよう、積極的な取組を進めます。

【審査面接機能】 面接審査の利便を図るために、特許庁審査官との面接審査に必要な環境を整備します。
【調査機能】 公知例調査サービス、特許情報解析サービスなど高度のサービス事業を実施します。
【総合コンサルティング機能】 特許相談から製品・技術試作品等までの広範囲なコンサルティング事業を展開します。



特許庁からのお知らせ

新たな検索システムによる特許・実用新案公報の閲覧サービスを開始しました。

新総合資料データベースと名付けられるこのサービスは、(財)日本特許情報機構(Japio)が開発したものであり、平成5年以降発行された特許・実用新案のCD-ROM公報から、書誌的事項(出願番号、公開番号、登録番号、発明者、出願人、国際特許分類等)による情報検索が行えるほか、発明の名称、要約、特許請求の範囲から技術用語などのキーワードを指定した検索(フルテキスト検索)も行うことができます。
このサービスは、特許庁本庁舎内にある万国工業所有権資料館公衆閲覧室及び関東通商産業局を除く各通商産業局特許室(沖縄開発庁沖縄総合事務局特許公報類閲覧所を含む。)において平成9年1月(近畿通商産業局特許室は平成9年4月)から開始する予定です。
なお、このサービスの利用は有料となります。



弁理士会ホームページ開設

広報委員会副委員長 渡辺三彦

弁理士会では、9月からインターネットホームページを開設しました。このホームページには、弁理士会の主な活動内容、弁理士の業務内容が掲載されると共に、特許庁等の関係諸機関・団体へもリンクしています。
活動内容の項目には、東京・名古屋・大阪・福岡での無料特許相談、月刊誌の発行、広報活動、国際交流、工業所有権の研究、弁理士の研修、調停、公報閲覧室等についての案内をしています。
また、弁理士の業務内容の項目には、弁理士の役割、国家資格試験である弁理士試験、出願の代理、出願後の問題への対処、争訟、鑑定・判定請求、実用新案権の技術評価請求、外国の工業所有権の取得・対応、弁理士に依頼したときの費用、無資格者が弁理士業務を行うこと(非弁活動)、工業所有権制度の概要等について説明しています。
このような弁理士会のホームページに是非、一度、アクセスして下さい。皆様方のご利用をお待ちしております。
【ホームページのアドレスは】
<http://www.asahi-net.or.jp/~kb7h-egc/>

パテント・アトニー 弁理士の ある一日

東亜医用電子株式会社 知的財産部長 弁理士 西野卓嗣



中国北京の特許事務所(専利商標事務所)の前で。(中央手前が筆者)

ここしばらくの間、海外出張が続いている。それも、先進国ではなく、シンガポール、マレーシア、インドネシア、台湾など、いわゆる発展途上国ばかりである。昨年はスリランカにも行って来た。

私の勤務している会社は、血液や尿の分析装置とそれを使用する試薬を製造販売しており、一般の人には余り馴染みはないが、血球計数装置という分野では、日本のシェアの70%、世界のシェアの30%近くを占め、病院や臨床検査センターの方々に結構知られた会社である。最近、東証と大証への2部上場も果たした。

このような当社にあつて、知的財産部門の責任者である私が今一番頭を悩ませていることは、海外での模倣試薬の存在である。装置は複雑であり、それなりに特許権でガードを固めているので、あまりまねをされることはない。しかしながら、当社製の装置に使用する試薬の中でも、成分が比

較的単純で特許を取りにくいものについては、模倣品が氾濫しており、当社試薬の販売不振を引き起こすのみならず、品質の悪い模倣試薬が検査結果に狂いを生ぜしめ、結果として誤診を招くという深刻な事態がおきかねない。

このような状況のもとでの、ある一日を紹介しよう。

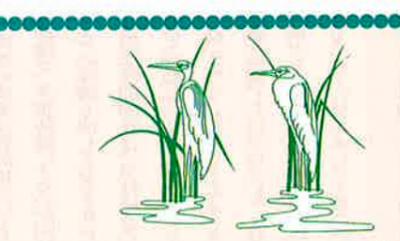
その日は、始業のチャイムと同時に、海外本部で中国を担当している課長が、試薬の写真を手にあわただしく私を尋ねてきて、中国で大量の模倣試薬が出回っているのだんとかしてはしい、と。

早速その写真を見ると、当社のハウスマーク(ブランド)を字体までまねたもの、試薬自体の商標(ネーミング)が同じもの、商標は異なるが容器やラベルが当社のものでそっくりなものなど、当社の社員でも「自

社製」と見まらげえるものがゾロゾロである。
そこで、早速中国の弁理士、弁護士に連絡をとり、対応策の協議と実態調査のために急遽中国に出張することにした。
模倣試薬の案件が一段落し、気がついたら昼になっていた。

午後からは、午前中予定していた出願検討会と公報検討会である。発明者から提案された発明について、担当者から説明を受け、先行技術や当社の事業上での位置

づけを考慮して、特許出願をするか否か、外国出願はどうするか、外国出願をするなら出願国をどこにするか等について決定する。
次いで、他社の公報で当社製品に関係がありそうなものについて、これも担当者から説明を受け、問題があるかどうかを検討する。この検討会で問題となる公報はなかった。その後、夕方から企画、技術、製造、営業等の部門責任者が集まる会議あつて、その日は午後7時半に予定終了とあいなった。



ない。研究成果は論文として公表するのが筋だ」との答えが返ってきた。
だが、特許制度は技術開発競争の勝者だけに利益を与えているわけではない。技術の普及にも大きな役割を果たしてきた。法によって技術が保護されるからこそ、安心して取引できるといふメリットがある。そうした技術取引への貢献を正当に評価し、環境保全・公害防止技術の移転を円滑化する仕組みを考えていくことが重要だ。開発途上の国々には、現在の特許システムに対して、「持てる者が一方的に有利」との強い不信感がある。
国連地球サミットで採択された生物多様性条約では、遺伝子資源関連技術の移転問題に関して、南側の主張に配慮し、共生を重んじたルールづくりが行われた。これと同じく地球環境保全に関しても、「共生の精神」を基本の一つにおくべきであろう。地球環境の問題は、特許制度にも「共生の精神」が求められてくる一場面といえる。(S・H)

知的所有権 立見席

環境と特許制度

最近読んだ本の中で、「カキケコ産業」という言葉を見かけた。21世紀にかけて伸びそうな産業の頭文字をつないだ造語である。「カ」は言うまでもないが、環境関連ビジネス。通産省の産業構造審議会がまとめた報告書「21世紀の産業構造」の中でも、15年後の2010年に29兆円規模の大市場になると予測している。公害防止先進国の日本は、脱硫技術などで世界の最先端に立つという。半面、そのことが大きなビジネスにつながったという話をあまり聞かない。ビジネスチャンスを広げるために特許制度がもっと活用される必要がありそうだ。
日本の科学者・研究者は、遺伝子工学などに基礎的な領域の研究成果に特許を与えることに否定的な考えの人が多く、科学技術の進歩のために、公共財産として開放されるべきだと言うのが、その理由だ。環境・公害関連の研究開発は人類の生存と深くかわるだけに、一層そうした姿勢に傾きがちだ。ある国立研究機関に尋ねたところ「特許をほとんど取ったことが